

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 7/2563
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนในอุตสาหกรรมทางการแพทย์
(非公式訳)

投資委員会布告

第 7/2563 号

件名：医療産業への投資奨励措置

現状での医療品のニーズに応える目的で緊急の投資を促進し、国民の衛生面を向上させる製品の製造を奨励することを目的とし、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は以下のように発布する。

第 1 項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の業種 1.16 および 3.2 の内容を廃止し以下の内容を代わりに使用することで、投資奨励対象業種を改定する。

業種	恩典
1.16 農産品からの燃料または医療用アルコール (Pharmaceutical Grade) の製造、及び農産品のスクラップ、ゴミ、廃棄物からの燃料の製造	
1.16.1 農産品からの燃料または医療用アルコール (Pharmaceutical Grade) の製造	A2
1.16.2 農産品から発生したスクラップ、ゴミ、廃棄物からの燃料の製造 (例: バイオマスの液体燃料化 (Biomass to Liquid: BTL)、廃水からの天然ガスの製造)	A2
1.16.3 圧縮バイオマス固形燃料の製造	A3
3.2 不織布 (Non-Woven Fabric) の製造、または不織布 (Non-Woven Fabric) から衛生製品 (Hygienic Products) の製造	
3.2.1 衛生マスクまたは医療器具の原材料として使用されるスパンボンド (Spunbond)、メルトブローン (Meltblown) 等の不織布 (Non-Woven Fabric) の製造	A3
3.2.2 その他の不織布 (Non-Woven Fabric) の製造、または不織布 (Non-Woven Fabric) から衛生製品 (Hygienic Products) の製造	A4

第 2 項 医療産業への投資促進措置

国内の衛生マスクおよび医療機器のニーズに応えるために緊急の投資を促進することを目的とする。

2.1 全ての県を投資奨励地域とする。

2.2 追加恩典を付与する業種を以下の通り定める。

業種 3.2.1 衛生マスクまたは医療器具の原材料として使用されるスパンボンド (Spunbond)、メルトブローン (Meltblown) 等の不織布 (Non-Woven Fabric) の製造

業種 3.11 医療器具・機器またはその部品の製造

3.11.1 ハイリスクまたはハイテク医療用機器 (X 線装置、MRI 装置、CT スキャン装置、人体インプラントなど) あるいは、公的機関による研究成果もしくは官民共同の研究成果から商品化された医療用器具・機器の製造

3.11.2 その他の医療用器具・機器の製造 (布・繊維から作られた医療用器具・機器を除く)

3.11.3 布や様々な繊維からの医療用器具・機器の製造 例: ガウン、ドレープ、帽子、マスク、ガーゼ、脱脂綿など

業種 6.9 薬品の有効成分 (Active Pharmaceutical Ingredients) の製造

業種 6.10 薬品の製造

6.10.1 ターゲット医薬品の製造

業種 7.12 バイオテクノロジー (Biotechnology)

7.12.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の研究開発および/または製造

7.12.3 医療用診断キットの研究開発および/または製造

恩典

法人所得税免除期間終了後、さらに 3 年間にわたり純利益から法人所得税を 50%減税する。

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 7/2563
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนในอุตสาหกรรมทางการแพทย์

条件

- (1) 2020 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までに投資申請されるプロジェクトに適用する。
- (2) 2020 年 12 月 31 日までに生産を開始し、収入を得ること。
- (3) 2020 年および 2021 年の 2 年間において少なくとも生産量の 50%をタイ国内で販売または寄付すること。

第 3 項 医療機器を製造するための既存製造ライン適応への支援措置

個人用防護具 (Personal Protection Equipment: PPE) 等タイ国食品医薬品局 (FDA) が医療機器として取り扱っていない医療用機器を含む医療機器、またはその部品を製造する能力を有する既存の被奨励者に対し、医療機器またはその部品、および／または医療用機器を製造するために製造ラインの適応を以下のように支援する。

3.1 既存の被奨励プロジェクトは既に操業開始の許可を得ていても、医療機器またはその部品、および／または医療用器具を製造するために業種の追加申請ができる。

3.2 既存の被奨励プロジェクトが第 3.1 項に基づき製造できるように機械または器具への追加投資が必要な場合は、機械輸入期間終了後でも機械輸入関税を免除する。但し、その機械は 2020 年中に輸入すること。

3.3 2020 年 9 月までにプロジェクト変更申請書を提出すること。

尚、仏暦 2563 年 (2020 年) 4 月 13 日より有効とする。

発布日 : 仏暦 2563 年 (2020 年) 5 月 14 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長